

主な論点の整理(案)

【検討の方向】

- 利用者の利便性を高めるため、年金・医療・介護分野での活用を検討しつつ、他の社会保障分野における将来的な用途拡大(対象制度、閲覧可能情報等の拡大)を妨げない。
保険者等の事務効率化にも資する仕組み
- プライバシーの侵害や情報の一元的管理に対する不安を解消
- 費用対効果に優れた仕組み

1 対象分野

- ・ 社会保障カード(仮称)の対象分野をどうするか。まずは、年金、医療、介護分野でスタートすることとするか。
 - ・ 一人一枚
 - ・ 年金手帳、健康保険証、介護保険証としての役割
 - ・ 希望する者が社会保険事務所等の端末や自宅のパソコンで年金記録、レセプト情報、特定健診情報等を閲覧
- ・ 他の社会保障制度への活用に支障が生じることがないようにすべきではないか(資格証等としての活用や電子的に閲覧が可能な情報の拡大)。

(被保険者証としての機能について対象となる制度の範囲)

- ・ 社会保障カード(仮称)については、年金、医療、介護分野における被保険者(被扶養者)証等としての機能が期待されており、まずは該当者に一人一枚のカードを交付し、こうした機能を持つよう検討を行うこととしてはどうか。

(閲覧の対象となる範囲)

- ・ 情報の閲覧については、希望する者が、社会保険事務所等の端末や自宅のパソコンから、年金記録、レセプト情報、特定健診情報等を閲覧することを可能とすることを検討することとしてはどうか。

(機能の拡張)

- ・ 利用者の利便性の向上や保険者等の事務の効率化という観点から、年金、医療、介護以外の社会保障の分野にまで広げることを視野に入れて検討することや、電子的に閲覧可能な情報の拡大に対応し得る仕組みとすることを検討する必要があるのではないか。

2 カードの要件

- ・ カードは鍵の管理に優れた I Cカードを導入し、紛失時等の収録情報の漏洩、悪用を防止するべきではないか。
- ・ 国際標準に準拠したものとし、安全性を高めるとともに、用途拡大に対応できるものとすべきではないか。
- ・ I Cチップやカード券面にどのような情報を収録するか。カードの収録情報は、できる限り本人確認のために必要なものに限定すべきではないか。
- ・ 社会保障分野の情報にはプライバシー保護の必要性の高い情報が含まれるため、厳格な本人確認の仕組みである公的個人認証サービスの活用を検討すべきではないか。

(カードの機能・仕様)

- ・ 社会保障カード（仮称）については、「重点計画 2007（平成 19 年 7 月 26 日 I T戦略本部決定）」等において、①年金手帳、健康保険証、介護保険証としての機能、②自己の年金記録の確認や、希望する者については健診情報等を閲覧・管理するための機能、③希望する者について、身分証明書としての機能、の 3 つの機能が期待されている。

このようないくつかの重要な役割を果たすカードについてはセキュリティ面に十分配慮する必要があることから、鍵の管理に優れた I Cカードを導入し、カードの紛失や盗難等の際にも情報の漏洩・悪用を防ぐ仕組みとすることが適当ではないか。

- ・ カードの仕様については、国際標準に準拠したものとし、安全性を高めるとともに、一層の拡張性、発展性を妨げないものとし、利用者の利便性の高いものとするのが適当ではないか。

(カードの収録情報)

- ICカードを利用した際のデータの記録・管理方法としては、①カードの券面への記載、②カードのICチップへの書き込み、③カードによりアクセスできるデータベースの構築、の3つの方法があるがこれらをどう組み合わせるか。
- このとき、カードの券面への記載やカードのICチップへの書き込みについては、プライバシーを保護する必要性があること、記載情報の変更による書き換え手続きを必要最小限にとどめることが望ましいこと、カードによりデータベースにアクセスする方法の方がより新しい情報を得られることなどから、できる限り券面への記載やICチップへの書き込みを必要最小限とする必要があるのではないか。

(カード利用時の本人確認等)

- 社会保障分野の個人情報情報は、プライバシー保護の必要性が高い情報が含まれ、適正な取扱いの実施を確保する必要があることから、カードを用いて情報を電子的に閲覧する際には、カードの使用者がカードの所有者本人であること等をその必要性に応じて確認する必要があるのではないか。
- 現在オンラインでの行政手続における厳格な本人確認手段として利用されている公的個人認証サービスは、地方公共団体という公的主体が自ら運営し、もっとも高いレベルのセキュリティや信頼性を有するサービスであることから、同サービスの社会保障カード(仮称)への活用を検討するべきではないか。
- 公的個人認証サービスの仕組みを用いれば、社会保障制度を含む各種の電子申請についても社会保障カード(仮称)の活用が可能となり、利用者の利便性を一層高めることにつながるのではないか。

3 カードの発行・管理のためのデータベース

- ・ 各制度の保険者ごとに管理されているデータベースの資格情報を結び付けることについてどう考えるか。
プライバシーの侵害、情報の一元的管理に対する不安を解消するため、必要最小限の結び付け方法を検討すべきではないか（各保険制度ごとに付番されている被保険者番号の扱い等についてどう考えるか。）。
- ・ 資格情報のデータベースについては、情報セキュリティ等に関するルールを検討すべきではないか。

- ・ 社会保障カード（仮称）を発行するためには、カードの収録情報等を管理するデータベースが必要となるが、現在、こうしたデータベースは、各制度の保険者ごとに管理されており、各制度のデータベースの資格情報を結び付ける必要があるのではないか。

その場合、プライバシーの侵害、情報の一元的管理に対する不安を解消するため、制度により対象者の範囲が異なることに留意しつつ、必要最小限の結び付け方法、アクセス方法を検討する必要があるのではないか。また、その際、現在各保険制度ごとに付番されている被保険者番号の扱い等をどう考えるか。

4 利用制限

- ・ カードの収録情報が本人以外の者によって目的外に活用されること等の不安を解消するため、収録情報に応じた利用等の制限を検討すべきではないか。

5 発行方法等

- ・ カードの交付名義、発行方法についてどう考えるか（国、地方公共団体、保険者等？）。
- ・ 厳格な本人確認を行いつつ、利用者の利便性、費用対効果に優れた方法を検討すべきではないか。
- ・ 一時的に発行が集中することへの対応を検討すべきではないか。

6 費用負担

- ・ 費用負担をどう考えるか。カード導入に要する費用、カード導入による費用・事務負担の削減効果等を踏まえて検討すべきではないか。

7 その他

- ・ 社会保障カード（仮称）については、希望があった場合に写真を添付して身分証明書として使えるようにするとしているところ、その発行方法等について検討を行う必要があるのではないか。
- ・ 技術の進展等に対応するため、カードの有効期限を設定すること等について検討を行う必要があるのではないか。
- ・ 社会保障カード（仮称）の検討は、情報閲覧の対象となる各分野において構築されるデータベースのセキュリティ等の状況を視野に入れて検討すべきではないか。